

役員報酬規程

社会福祉法人白鳳会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鳳会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 定款で定める役員報酬等の支給の基準に関しては、別表1のとおりとする。

(旅費交通費)

第3条 役員に支払う旅費交通費は、別に定める職員等旅費規程によるものとする。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程を改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

- 1 この規程は、平成18年3月28日より施行(平成17年4月1日から適用)する。
- 2 この規程は、平成24年5月29日より施行する。
- 3 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1

| 項 目 | | 金 額 |
|-----|-----|------------|
| 理事長 | 非常勤 | 400,000円/月 |
| 理 事 | 非常勤 | 7,500円/回 |
| | 常 勤 | 支給なし |
| 評議員 | 非常勤 | 7,500円/回 |
| 監 事 | 非常勤 | 7,500円/回 |